

地域包括支援センターさぎの宮【指定介護予防支援】運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人峰栄会が開設する地域包括支援センターさぎの宮(以下「センター」という。)が行う指定介護予防支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員(以下「職員」)が要支援状態にある高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、適切な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターは、生活圏域で地域包括ケアを有効に機能させるために、保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員等の専門職種を配置し、他職種が相互に専門性を發揮し、協働で地域のサービスや住民活動を結びつけ、地域ネットワークを構築、再生が可能となるよう活動を行う。

- 2 センターは、事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況や環境に応じて、個々の選択に基づき、自立に向けての目標を共に設定する。その目標を達成するために、医療・保健・福祉サービスや地域の様々な社会資源等を組み合わせ、包括的・継続的に支援を行う。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類のサービスやそのサービスを提供する事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことと旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法などについて、理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業の運営に当たっては、その方針について、地域包括支援センター運営協議会の議を経ることとし、公正・中立を確保しつつ、その円滑かつ適正な運営を行う。

(センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 地域包括支援センターさぎの宮
- (2) 所在地 浜松市中央区小池町38-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、センター職員の管理及び指定介護予防支援の利用申し込みに関わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

- (2) 職員

- ①保健師または経験のある看護師
- ②社会福祉士
- ③主任介護支援専門員
- ④その他(介護支援専門員、事務員等)

職員は、利用者からの相談に応じ、その心身の状況や環境を踏まえて、本人やその家族の意向を基に、適切なサービスの提供やその他様々な支援を包括的かつ継続的に行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1)営業日 月曜日から日曜日までとする。
- (2)営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
ただし、相談の時間指定等により、フレックスタイムで対応する。また、夜間については、24時間の連絡体制とする。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1)提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法(厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定)に従って実施。
- (2)利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内又は自宅とする。
- (3)サービス担当者会議について
 - ①開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所内又は自宅とする。
 - ②サービス担当者会議の開催により、利用者やその家族の生活全体及びその課題を共通理解し、生活機能向上の目標、支援の方針、支援計画等を協議し、意見を求める。
- (4)担当職員による居宅訪問頻度等
 - ①提供開始月
 - ②提供開始月の翌月から起算して3月に1回
 - ③サービスの評価期間が終了する月
 - ④利用者の状況に著しい変化があったとき
なお、利用者の居宅を訪問しない月においても、利用者や家族への電話連絡や、サービス提供事業者に対する情報収集等、継続的に状況把握を行う。
- (5)モニタリングの結果記録 少なくとも1月に1回

(利用料等)

第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとする。

提供した指定介護予防支援について法定代理受領以外の利用料の支払を受けた場合、領収書及び指定介護予防支援提供証明書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、浜松市中央区(長上地区、笠井地区)の区域とする。

(事故発生時の対応)

第9条 職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、職員への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応を講じるものとする。

- ア、虐待防止に関する委員会の設置
- イ、虐待防止のための指針の整備
- ウ、虐待防止のための職員に対する研修
- エ、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者

(その他運営に関する留意事項)

第11条 センターは、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1)採用時研修 採用後3か月以内
 - (2)継続研修 年4回
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保持させるため、職員でなくなりた後においても、これらの個人情報を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 センターは指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう、委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は浜松市、社会福祉法人峰栄会及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規定は、平成24年12月1日から施行する。

この規定は、令和3年11月1日から施行する。

この規定は、令和6年1月1日から施行する。